

「栃木県産農産物デジタルプロモーション」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

本要領は、「栃木県産農産物デジタルプロモーション」業務を委託する業者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 事業内容等

別添「栃木県産農産物デジタルプロモーション」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 事業費

19,075,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

参加要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 栃木県内に事業所、営業所等を有する者であること。
- (4) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指定停止期間中の者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 募集日程

| | |
|----------------------------|------------|
| 令和 2 (2020) 年 4 月 15 日 (水) | 公募開始 |
| 4 月 20 日 (月) 15 時 | 質問書の提出期限 |
| 4 月 22 日 (水) まで | 質問書への回答 |
| 4 月 24 日 (金) 15 時 | 参加表明書の提出期限 |
| 5 月 13 日 (水) 15 時 | 企画提案書の提出期限 |
| 5 月 15 日 (金) | 書面審査 |
| 5 月中旬 | 選考結果通知 |

5 手続

(1) 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書（様式 1）を提出することとする。

ア 提出期限 令和 2 (2020) 年 4 月 20 日 (月) 15 時まで

イ 提出場所 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番地20
栃木県農政部経済流通課 農産物ブランド推進班
TEL 028-623-2298 FAX 028-623-2301
E-mail: keizai-ryutu@pref.tochigi.lg.jp

ウ 提出方法 電子メールによること

エ 質問に対する回答

質問を提出した者に対して電子メールにより回答するとともに、回答状況をHPで逐次公開する。

オ 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書(様式2)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式3)を提出すること。

ア 提出期限 令和2(2020)年4月24日(金)15時まで

イ 提出場所 本要領5の(1)のイに定める場所

ウ 提出方法 持参又は書留郵便(提出期限内必着)に限る

エ 提出書類 参加表明書及び公募型プロポーザル参加資格確認書 1部

オ 資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

参加表明書の提出者について、本要領3に規定する資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果を令和2(2020)年4月28日(火)までに電子メールにて通知する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書をもとに、原則としてA4判用紙にて作成すること(A3判の折込可)。また、経費精算書その他提案の参考となる資料を添付すること。なお、本事業と類似した業務の受託実績がある場合には、その受託費等がわかる資料及び制作物の電子媒体(DVD等)を添付すること。

ア 提出期限 令和2(2020)年5月13日(水)15時まで

イ 提出場所 本要領5の(1)のイに定める場所

ウ 提出方法 持参又は書留郵便(提出期限内必着)に限る

エ 提出部数 10部(正本1部 副本9部)

※審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

オ 留意事項

(ア) 応募申請書提出期間後の書類の差し替えは認めない。

(イ) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(ウ) 提出された書類は返還しない。

(エ) 企画提案は、1者1提案までとする。

(オ) 応募及びプロポーザル参加に要する経費等については参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。

(カ) 企画提案書等は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく情報公開請求の対象となる。

6 審査・選定方法

- (1) 栃木県が別に定める委員により組織された審査委員会が、審査基準に基づき、公平かつ客観的に企画提案の内容、事業実施能力等を評価、採点し、委託業者を選定する。
- (2) 審査については、参加者から提出された企画提案書により評価を行う。
- (3) 審査基準は別紙のとおりとする。
- (4) 審査結果は、選定決定後1週間以内に、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、参加者数、選定された者の名称を栃木県ホームページに掲載する。
- (5) その他
 - ア 審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。
 - イ 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

7 その他

- (1) 企画提案が採択された者は、県と企画提案書の内容を基に業務履行に必要な協議を行う。
なお、協議、調整の結果、企画提案内容、金額等を変更する場合がある。
協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。
協議が不調のときには、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合。
 - イ 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。

8 本要領に関する問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番地20
栃木県農政部経済流通課 農産物ブランド推進班
TEL 028-623-2298 FAX 028-623-2301
E-mail: keizai-ryutu@pref.tochigi.lg.jp